



2014 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 明 電 舎
代表者名 取締役社長 浜崎 祐司
(コード番号 6508 東証第 1 部、
名証第 1 部)
問い合わせ先
広報・I R 部長 吉原 武宏
(電話 03-6420-8222)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2011 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、株主のみなさまのご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新を決議し、同年 6 月 24 日開催の当社第 147 期事業年度に係る当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認を頂きました（以下、更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、2014 年 6 月 27 日開催予定の当社第 150 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2014 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認を頂くことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき出席した取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、出席した監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。

本更新に伴う旧プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 意向表明書（三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(b)に定義されます。以下同じとします。）の内容の見直しを行ったこと
- ② 本必要情報（三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(c)に定義されます。以下同じとします。）の項目について整理を行ったこと
- ③ 独立委員会の手続について見直しを行ったこと
- ④ 株主意思確認総会（三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）の開催の要件について見直しを行ったこと

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①グループ全体で創業以来培ってきた豊富な技術蓄積と「ものづくり力」、特に、環境対応製品を生み出す技術開発力、②高品質かつ豊富な製品ラインナップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繋させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、中核会社である明電舎が1897年（明治30年）に創業して以来、国内外の社会インフラや自動車など基幹産業向けの電気設備を開発・製造する重電メーカーとして事業展開を図り、浄水場・下水処理場向け電気設備、自動車メーカー向け試験システム事業、保守サービス等のエンジニアリング事業などに業容を拡大してまいりました。

当社グループは、その企業理念において、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値としております。当社グループの製品・サービスの多くは日常生活で目にする機会の少ないものですが、高品質な製品・サービスの提供を

通じて豊かな社会の実現に貢献することが、当社グループの企業理念とするところです。具体的には、①当社グループは、研究開発や人材育成に持続的に取り組むことにより、国内外の社会インフラや重要な産業分野に対して高品質な製品やサービスをご提供できる技術開発力を築き上げております。当社グループが培った多種多様な事業分野における発電技術、系統安定化制御技術、電力変換やモータ・インバータ等のパワーエレクトロニクス技術などの技術開発力は、技術革新と人材育成を継続することにより、時代を経て変わり行くお客様のニーズに対応することができるものであります。次に、②当社グループは、電力会社様向けや浄水場・下水処理場向け、鉄道会社様など公共交通向け、放送会社様向けなど、公共性が高い国内外の社会インフラ産業や基幹産業における豊富な実績に裏付けられた、高品質かつ豊富な製品ラインナップと品質保証体制を有していることが大きな強みとなっております。

さらに、③当社グループは、お客様の具体的なニーズに応じて、各種電気設備を総合的にとりまとめてご提供するシステムエンジニアリング力を有することも大きな強みとしております。

また、④製品・サービスのご提供と連動し、充実した保守サービスをお客様にご提供できる優れたサービス体制を有することも大きな強みです。

そして、⑤当社グループが製品・サービスを安定的に提供し続けるためには、株主のみならずはもとより、お客様や取引先、従業員との信頼関係の維持、強化を図ることが必要不可欠です。当社グループは、お客様の視点に立ち、製品・サービスの質の重要性をグループ従業員に繰り返し徹底し、継続的な取引関係及び安定的かつ強固な信頼関係の維持向上に日々取り組んでおります。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社グループは、社会インフラを支える強い使命感のもと、社内外との「つながり力」やお客様ニーズに迅速に応える「機動力」を活かして、『従来からの収益基盤である国内事業の強化と、海外事業の拡大』の両立を図ります。

中期経営計画「POWER 5 フェーズⅢ（平成 24～26 年度）」の完遂に向けて、以下の重点施策を着実に実行するとともに、新たな成長戦略の姿を描き、更なる企業価値の拡大を目指してまいります。

< POWER 5 フェーズⅢ重点施策 >

フェーズⅢでは、5つの重点施策を実行しております。

①「成長事業」の加速

電気自動車用及びプラグインハイブリッド車用モータ・インバータ、真空コンデンサ、スマートグリッド、蓄電デバイス、ロジスティクスの5つの事業の成長拡大を加速し、当社グループの成長を牽引する「成長事業」への飛躍を目指します。

特に、電気自動車用及びプラグインハイブリッド車用をはじめとするモータ・インバータなど電動応用製品については、グループの技術開発力を結集し、競争力のある製品作りを推進いたします。

②「既存コア事業」の強化と新規展開の加速

水処理、電鉄、動力計測システム、エンジニアリングの4つのコア事業の競争力強化と海外展開を中心とする新規分野の拡大に取り組みます。

水・環境事業関連については、浄水場・下水処理場向け電気設備など既存事業の収益力強化に加え、セラミック膜やクラウドを利用した集中監視システムなどの拡販に取り組んでまいります。電鉄については、国内・海外鉄道会社への提案力強化や新製品開発、海外鉄道プロジェクトの強化を図ってまいります。動力計測分野については、世界戦略シリーズ製品など独自性の高い製品を拡販し、更なる海外展開の強化に取り組んでまいります。エンジニアリング事業については、再生可能エネルギー関連メンテナンスの取組み強化、海外サービス体制の構築を推進するとともに、機器製造から保守・点検、維持管理・運轉管理まで施設全体のワンストップサービスを提供できる体制を強化してまいります。

③グループ海外戦略の強化

アジアを中心とした新興国の電力会社や鉄道会社向け変電・配電製品（変圧器、スイッチギヤ、アレスタなど）、発電製品の拡大を図るとともに、日系企業の海外生産拠点向けの拡販に注力します。さらに、シンガポール及び中国に配置した地域統括役員のもと、海外向け製品開発・生産・販売の「地産地消」を引き続き強化するとともに、東南アジアを中心に品質保証・保守サービスの体制を強化し、「連結海外売上高比率30%」の達成を目指します。

④製品競争力の強化

品質管理・生産技術・安全衛生・生産性など各工場間の共通機能強化・海外展開力強化を目的として生産統括本部を設立しました。また、変電・配電製品、発電製品、電力変換製品、ICT製品の4製品の「製品戦略」を統括する製品主管役員を選任し、価格、性能など製品競争力の強化に取り組んでおります。特に、変電・配電製品は、真空応用製品のグローバルな拡販を推進いたします。

⑤事業再編・アライアンス（M&A）の推進

事業展開の加速と経営資源の有効活用のために、国内・海外の企業や大学等との戦略的なアライアンスやM&Aを推進いたします。

POWER5の遂行により、豊かな社会に貢献できる製品・サービスを安定的に提供することで、お客様に安心と喜びをもたらし、かつ高い収益を実現している会社を目指します。さらに、社員一人ひとりが高い満足感と誇りを感じられる会社を目指します。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、2003年6月より執行役員制を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、業務執行の迅速化を図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会を重要な戦略的意思決定を行う場として活性化し、その機能強化を図っています。また、現時点における取締役10名のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、

取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

このように、当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保を図る一方、当社内の経営陣と利害関係を有さない独立性のある社外取締役を選任しており、一般株主との利益相反の可能性を回避できる体制の構築に努めております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、2014年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権

を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権（三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

下これを「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹¹
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)

- ③ 買付等の価額及びその算定根拠の詳細
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
 - ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、お客様その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

- ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として 90 日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として

30 日を超えないものとします。) で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て を実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その 2（以下「発動事由その 2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を

行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I) 独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主のみなさまの意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高
額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一
時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目
の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買
付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあ
る買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等
の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グル
ープの従業員、お客様、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対す
る対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買
付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は
当社の従業員もしくはお客様等との関係を損なうことなどにより、当社の企業
価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である
場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとお
りです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新
株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割
当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点にお
いて当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割
当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1
個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）
は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に
際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式

1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹²、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹³、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁴（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁵が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予

¹² 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

¹⁵ 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を使用することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新の手続

本更新については、本定時株主総会において、本更新に関する議案について株主のみなさまのご承認を頂くことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに

関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2014年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家のみなさまへの影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家のみなさまに与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主のみなさまに対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を受ける可

能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出頂く書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の割当対象株主のみなさまの口座への振替に必要な情報等の必要事項、並びに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主のみなさまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主のみなさまは、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに、原則として当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、当社株式の割当対象株主のみなさまの口座への振替に必要な情報をご提供頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四 本プランの合理性

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

3. 株主意思の重視

上記三3.(4)「本更新の手続」に記載したとおり、本更新は、本定時株主総会において、本更新に関する議案について株主のみなさまのご承認が得られることを条件として行われます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主のみなさまの意思を確認することとしています。

更に、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランは廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっています。

4. 独立性を有する社外者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等に際しては、独立性を有する弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三 3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 買付者等の買付等に関する株主意思の確認
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、

監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- ・ 独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の 4 名を予定しております。

鈴木 芳夫（すずき よしお）

【略 歴】

昭和 20 年 11 月生
 昭和 45 年 4 月 東京地検検事
 平成 6 年 4 月 東京高等検察庁検事
 平成 12 年 4 月 最高検察庁検事
 平成 18 年 12 月 広島高等検察庁検事長
 平成 20 年 4 月 中央大学法科大学院教授（現在に至る）
 平成 20 年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

黒田 克司（くろだ かつし）

【略 歴】

昭和 22 年 12 月生
 昭和 47 年 3 月 公認会計士登録
 平成 3 年 5 月 監査法人日本橋事務所代表社員（現在に至る）
 平成 5 年 5 月 同事務所理事長（現在に至る）
 平成 7 年 7 月 日本公認会計士協会理事
 平成 10 年 7 月 日本公認会計士協会常務理事
 平成 19 年 7 月 日本公認会計士協会副会長
 平成 23 年 11 月 日本公認会計士協会規律調査会会長
 平成 25 年 6 月 株式会社東京証券取引所監査役（現在に至る）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

深尾 正（ふかお ただし）

【略 歴】

昭和 15 年 5 月生
 昭和 61 年 6 月 東京工業大学 理工学部 教授
 平成 6 年 1 月 I E E E（米国電気電子学会）フェロー
 平成 13 年 4 月 東京工業大学 名誉教授（現在に至る）
 平成 15 年 5 月 社団法人電気学会 会長

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

中村 清次（なかむら せいじ）

【略 歴】

昭和 17 年 4 月生
 昭和 40 年 4 月 株式会社商船三井入社
 平成 8 年 6 月 株式会社商船三井常務取締役
 平成 10 年 6 月 株式会社商船三井代表取締役専務取締役
 平成 12 年 6 月 株式会社商船三井代表取締役副社長
 平成 14 年 6 月 日本貨物航空株式会社社外取締役
 平成 15 年 7 月 商船三井フェリー株式会社代表取締役社長
 平成 19 年 4 月 日本銀行政策委員会審議委員
 平成 24 年 5 月 大新金融集团有限公司（台湾）非常勤取締役（現在に至る）
 平成 25 年 6 月 栗田工業株式会社社外取締役（現在に至る）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

2014年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	15,993,000	7.03
住友電気工業株式会社	13,147,000	5.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口）	12,194,000	5.36
株式会社三井住友銀行	11,209,178	4.93
日本電気株式会社	8,730,750	3.84
三井住友信託銀行株式会社	7,500,000	3.30
明電舎従業員持株会	5,461,940	2.40
住友生命保険相互会社	5,307,000	2.33
三井住友海上火災保険株式会社	4,377,000	1.92
BNPパリバ証券株式会社	3,499,938	1.54

（注）上記のほか当社は自己株式 722,074 株を保有しております。

以 上